

令和8年度 現場管理に必須な知識

～「アップデートされた最新の統括安全衛生管理(統括管理)教育」～のご案内

URL : <https://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL : (024) 522-2266
E-mail : info@kensaibou-fukushima.jp

建設業の現場では、元請事業者と多くの**関係請負人**(すべての下請業者・**個人事業者**含む)が「**同一の場所で作業**」を行う「**重層下請構造**」や、「**作業内容が短期間で変化**」するなど、他の業種とは異なる特徴があります。そのため、労働災害を防止するためには、個々の事業者による安全衛生管理に加え、現場全体を見渡し、関係する事業者や労働者を組織的かつ総合的に管理する「統括安全衛生管理(統括管理)」が極めて重要となります。

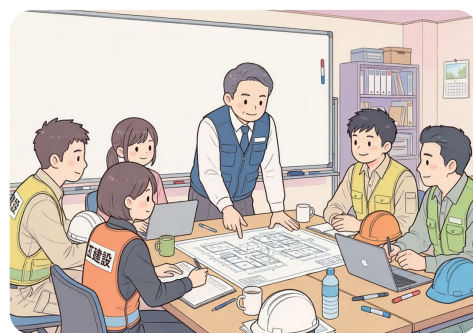
労働安全衛生法(以下、「安衛法」という)では、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、事業者等に対して必要な安全衛生管理体制の整備や、労働災害を防止するための措置を講じることが定めています。特に、建設業の現場においては、異なる事業者に所属する労働者が同一の場所で混在して作業することから、**安衛法第30条において、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、元方事業者等に対して、作業間の連絡・調整、安全衛生に関する指導・援助その他必要な措置(安全衛生管理組織の設置など)**を講じることが義務付けられています。このため、事業者等には、現場の施工管理を担う作業所長(現場代理人)等が、**工事の規模や現場の作業員数にかかわらず**、現場全体の状況を的確に把握し、関係請負人との連絡・調整を図りながら労働安全衛生法等の関係法令に基づいた適切な安全衛生管理を実施するための知識と管理能力を備えることが求められています。(下図参照)

本教育では、安衛法をはじめとする関係法令を踏まえ、建設業の現場において求められる統括安全衛生管理(統括管理)の基本的な考え方から、現場で必要となる具体的な知識まで、最新の内容に基づいて解説します。

現場の安全衛生管理を担う作業所長(現場代理人)をはじめ、施工管理に携わる皆様にとって、日々の現場管理に必要な知識を身につける機会ともなりますので、積極的な受講をお願いいたします。

統括管理において建設業者が講ずべき措置(安衛法30条第1項)代表例

- ① 協議組織の設置及び運営を行うこと。(安衛則635条)
- ② 作業間の連絡及び調整を行うこと。(安衛則636条)
- ③ 作業場所を巡視すること。(安衛則637条)
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。(安衛則638条)
- ⑤ 建設業の特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこの法令に基づき講ずるべき措置についての指導を行うこと。(安衛則638条の3／安衛則638条の4)
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項
 - クレーン等の運転についての合図の統一(安衛則639条)
 - 事故現場等の標識の統一等(安衛則640条)
 - 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一(安衛則641条)
 - 警報の統一等(安衛則642条)
 - 避難等の訓練の実施方法等の統一等(安衛則642条の2・2の2)
 - 周知のための資料の提供等(安衛則642条の3)

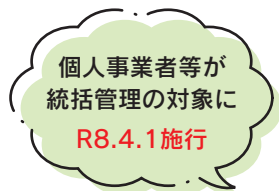




事業者

安衛法2条3号

事業を行う者で、**労働者を使用するもの**
(法人または個人経営者)



個人事業者

安衛法31条の3第1項

事業を行う者で、**労働者を使用しないもの**

✕事業者ではない

◎関係請負人



作業従事者

安衛法15条第1項

事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者

記

申込みはホームページからお願いします。(申込開始日の9:00から24時間申込できます。)

1. 講習日時・会場・定員・申込期間

講習日時	会場	定員	申込開始日	申込締切日
11月9日(月) 9:00~17:10	南東北総合卸センター (郡山市喜久田卸町1-1-1)	40名	9月15日(火)	10月19日(月)

2. 受講対象者

- ①現場を初めて任される予定の者、すでに任された者
- ②作業所長(現場代理人)の経験はあるが最新の統括管理を学びたい者
- ③今後現場を任される可能性のある者

3. 講習時間 9:00~17:10

受付 8:30~

※オリエンテーションを8:55から行います。

4. 受講料及びテキスト代等(消費税含む)

	会 員	非会員
受講料	14,300円	14,300円
テキスト代等	—	2,700円
合 計	14,300円	17,000円

会員の方にはテキスト代等を補助します。

5. 修了証

所定の全科目を受講した方には、「統括安全衛生責任者教育修了証」を交付します。

6. 定 員

申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7. 受講申込み方法

建災防福島県支部(以下「当支部」という。)のホームページの「申し込みはこちらから」より申込んでください。
(<https://kensaihou-fukushima.jp/>)

8. 受講申込み後の手続き(流れ)

受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入、**顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)2枚をのり付け**し、返信用封筒(当支部からの受講票返信用)と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

※返信用封筒は角形2号を使用し、受講人数を加味して右表の該当する重量の切手を貼り、返信先(会社名又は申請者名)の宛名を記入してください。

※返信用封筒が同封されていない場合は着払いにて送付いたしますので、ご了承ください。

送付先住所
〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部

定形外郵便	50g以内 (受講人数10人以下)	140円
定形外郵便	100g以内 (受講人数11人以上)	180円

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、申込締切日になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。振込が終了しないと受講できません。(指定日は銀行振込案内書に同封いたします。)

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていめんと振込が確認できません。

※受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入し、**写真(ポラロイド、カラーコピーは不可)2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認**してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送してください。(返信用封筒の詳細については、上記8受講申込み後の手続き(流れ)の①を参照してください。)(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。)

9. その他(注意事項)

①**受講当日、本人の確認をします**ので、**受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面(運転免許証等)を持参**してください。

②遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。

③欠席の場合は受講料は返還いたしません。**受講取消(受講料の返還)は振込期限日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。**受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当支部にご連絡ください。**また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。**

④テキストは講習当日に配付します。講習開始時間の5分前までに着席願います。

⑤福島会場の駐車場は会館前の駐車場となりますが、限りがありますので詰めて駐車するようになります。そのため、講習が終了するまで車の移動はできませんので、ご協力をお願いします。

【土木施工管理技士会の継続学習制度(CPDS)の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申込書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。